岡山市住民税均等割のみ課税世帯給付金申請書(請求書)

		/
岡山市長		, 一番社和
岡田市及	殿	עוו דיי
		`\

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックし、全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生年月日	現	住	所
	明治·大正·昭和·平成·令和	Ŧ		
	年 月 日	電話	()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

- 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民稅課稅証明書を添付して下さい。(該当する方全員) ※住民稅非課稅証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
- 収入(所得)の修正申告等をし、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(裏面の支給要件①ア参照)となる場合、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税証明書を添付して下さい。※住民税課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ)	申請者 との続 柄	生年月日	令和5年1月1日 時点の住所	異なる場合には 令和5年1月1日時点の 住所を記載	令和5年度 住民税均等割課税状況
1	(申請者)	本人		口現住所と同一 口異なる		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告
2			明·大·昭·平·令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告
3			明·大·昭·平·令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告
4			明·大·昭·平·令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告
5			明·大·昭·平·令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告
6			明·大·昭·平·令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	金融機関コード	支店名	店番号	種別	口座番号(右詰めで)		
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本店·本所 支店·支所 出張所		1普通 2当座			
口座名義人(カナ)							

[※] ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・店番号・預金種別・口座番号「7桁」(通帳見開き下部記載)、口座名義人を記入してください。

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し<u>、口にチェック(レ)してください</u>。 □ 私は、以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。 ① <u>岡山市住民税均等割のみ課税世帯給付金(以下「給付金(均等割のみ課税世帯分)」という。</u>)の**以下すべての支給要** <u>件(ア〜オ)に該当します。</u> 世帯の全員が、令和5年度住民税「均等割のみ課税者」の世帯または「均等割のみ課税者と均等割非課税者」の みの世帯である。 イ 令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではない。 (注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。 ウ 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいない。 エ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。 世帯の中に、既に他市区町村や岡山市で本給付金と同様の給付金等を受給したものはいない。 ② 給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、岡山市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。 ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。 (4) この申請書は、岡山市において支給決定をした後は、給付金(均等割のみ課税世帯分)の請求書として取り扱います。 **5** 不備があるため岡山市が申請書(請求書)を返送又は書類提出等の連絡した本申請に対し、<u>令和6年6月19日までに</u> <u>必要な修正が行われない場合は、本給付金の申請を辞退したとみなされる</u>ことに同意します。 岡山市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6 (6) 月19日までに、岡山市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(均等割のみ課税世帯分)が支給されない とに同意します。 給付金(均等割のみ課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(均 等割のみ課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(均等割のみ課税世帯分)を返還しま 提出書類 『岡山市住民税均等割のみ課税世帯給付金申請書(請求書)』(本書) ※必要事項をご記入ください。 『申請・請求者本人確認書類』の写し(コピー) ※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、在留カード等の **写し**をご用意ください。 ■ 『受取口座を確認できる書類』の写し(コピー) ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し</u>など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを ご用意ください。 □ 『戸籍の附票』の写し(コピー) ※令和5年1月1日以降、2回以上転居した方のみ ※「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分をご用意ください。 □ 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』の写し(コピー) ※現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる場合のみ必要で、該当する方全員分をご用意ください。 ※収入(所得)の修正申告等をし支給要件を満たす場合、修正申告等をした方全員分をご用意ください。 <u> 『在留カード(両面)またはパスポート』の写し(コピー)</u> ※令和5年1月2日以降に入国し、令和5年度税情報がない場合のみ必要で、該当する方全員分をご用意ください。 ※出入国した日、ご本人様であることが確認できる部分の写しをご用意ください。 ※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。) ※意図的に不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲罰刑に処されることがあります。 本申立ての内容に相違ありません。

申請者氏名

令和

月

日